

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年11月1日、資格喪失日は23年3月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年11月から21年3月までは200円、同年4月から23年2月までは600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年3月31日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を同年3月31日とし、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月15日から23年7月1日まで

私の夫は、申立期間の前後の期間と同様にC事業所で勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は既に死亡していることから、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等に関する具体的な回答は得られないものの、B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し基礎年金番号に統合されていない被保険者記録(資格取得日は昭和20年11月1日、資格喪失日は23年3月31日)が確認できる。

また、当該未統合記録の厚生年金保険被保険者記号番号に係る厚生年金

保険被保険者台帳索引票を見ると、氏名及び生年月日は申立人と一致しており、申立人がB事業所より前に勤務していたC事業所で被保険者資格を取得した際の被保険者記号番号に統合されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和20年11月20日に被保険者資格を取得している同僚は、「私が転勤してきたときには、申立人は既に勤務していた。」と回答しており、ほかに申立人と同姓同名の者がいたとの供述も得られないことから、当該未統合記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年11月1日に被保険者資格を取得し、23年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の今回統合する申立人の記録から、昭和20年11月から21年3月までは200円、同年4月から23年2月までは600円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和23年3月31日から同年7月1日までについて、前述の被保険者名簿の今回統合する申立人の記録において、備考欄に「転勤」と記載されていることが確認できるところ、前述の同僚は、当該期間について、「申立人は、A社に継続して勤務していた。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日が昭和23年3月31日又は同年4月1日で、備考欄に「転勤」と記載されている者が申立人以外に5人確認できるところ、C事業所に係る被保険者名簿において、当該5人のうち4人は、B事業所に係る被保険者資格の喪失日と同日にC事業所に係る被保険者資格を取得している。

さらに、C事業所に係る被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和23年7月1日で同一種別（第1種）の者が一人見受けられるところ、同人は、B事業所に係る被保険者名簿において、同年5月1日に被保険者資格を喪失し、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者台帳索引票において、同年5月1日にC事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録において、同人の被保険者資格の喪失日と取得日は同年5月1日となっており、被保険者記録が継続していることが確認でき、これらの周辺事情から判断すると、申立人も同年3月31日にB事業所からC事業所へ転勤し、継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和23年3月31日から同年7月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のC事業所に係る被保険者名簿の昭和23年7月の記録から、600円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所及びC事業所に係る人事記録等を管理しているA社本社は、「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月頃から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 13 日まで

申立期間①について、私は、高等学校を卒業した昭和 38 年 3 月頃にA社に入社したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 10 月 1 日となっており、納得できないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、私は、昭和 43 年 2 月に同社を退職し、同年 5 月に結婚したが、同社に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の整理番号の前後それぞれ 20 人の記録を確認したところ、脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間 2 年以上）を満たす女性 11 人（申立人を含む。）のうち、脱退手当金の受給記録があるのは申立人一人のみである上、申立期間当時の事務担当者は、「脱退手当金の手続きは行っていなかったと思う。」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、前述の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間②の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 43 年 5 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 一方、申立期間①については、前述の被保険者原票において、申立人が同僚として名前を挙げている者の中に、申立人の資格取得日（昭和 38 年 10 月 1 日）と同日に資格を喪失している者がいることなどから判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が資格取得日以前から申立事業所に勤務していたことがうかがえるが、申立事業所は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料等が残っていないため、申立人に係る届出及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間①において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び供述は得られない。

また、前述の事務担当者は、「当時は従業員の出入りが多かったため、入社後しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答しているところ、申立人が自身より先に入社していた者として名前を挙げている同僚の資格取得日は、前述の被保険者原票により、申立人と同じ昭和 38 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票において申立期間①前後に資格を取得している複数の同僚が、自身の入社時期より後に資格を取得していることから判断すると、申立期間①当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票及び台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和 38 年 10 月 1 日となっており、遡って訂正が行われた形跡も無く、同日以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年9月までの期間、61年1月から同年6月までの期間及び63年11月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年9月まで
② 昭和61年1月から同年6月まで
③ 昭和63年11月から平成元年2月まで

私は、従来から年金に関心があり、国民年金保険料の納付義務について理解していたので、注意して保険料を納付していたし、未納が生じた場合には、その都度、必ず支払ってきた。

申立期間①、②及び③については、時期ははっきりと記憶していないが、A市に住所を移したときに、A市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間①については約3万円、申立期間②については約2万4,000円の保険料を同市役所で納付したと記憶している。

私には未納期間は無いはずなので、申立期間①、②及び③が未納になっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付は、A市に住所を移したときに、A市役所で行った。」と主張しているところ、戸籍の附票により、申立人は平成3年7月31日にA市に住所を定めていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年8月13日以降にA市で払い出され、申立人が最初に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年1月21日に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認でき、申立人に手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②及び③に係る保険料は、既に時効が完成しているため、制度上、納付することができない。

また、戸籍の附票により、申立人は、平成3年7月31日にA市に住所を移

すまでは、B市（申立期間①）、C市、D市（申立期間②及び③）、E市及びF市にそれぞれ居住していたことが確認できるところ、申立人は、「申立期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付は、A市役所以外では行っていない。」と供述しており、いずれの市においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料の具体的な納付状況に関する記憶は曖昧であり、申立人が申立期間①、②及び③に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、A市から実家があるB市に住所を移した後の昭和 59 年 4 月上旬頃、B市役所C支所で国民年金の加入手続を行い、遡って2年間分の国民年金保険料を、同年同月に当該支所で一括納付した。

遡って2年間分の保険料を一括納付したのだから、昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料について納付したことになるはずであるが、国（厚生労働省）側の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、納付記録が確認できない。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日、及び戸籍の附票における申立人がB市に住所を定めた日（昭和 59 年 3 月 31 日）により、昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月上旬の間にB市において払い出され、58 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得したと推認できるものの、申立期間は、申立人が学生であったため任意加入対象期間であり、申立人に手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の始期に遡って被保険者となることはできない上、B市及びA市において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 58 年 4 月 1 日となっている上、当該被保険者名簿とオンライン記録の被保険者資格及び保険料納付に係る記録は一致している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、A社B工場を退職した翌日の昭和46年7月5日に、C社会保険事務所（当時）において、国民年金への加入手続を行った。その際、「将来の国民年金保険料を前納すると割引があり、お得になる。」と言われたので、給料と退職金の中から、申立期間を含む46年7月から52年3月までの保険料6万円を一括して前納した。

申立期間の保険料が未納又は申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年7月5日に、C社会保険事務所で、46年7月から52年3月までの保険料を一括前納した。」と主張しているところ、申立人が昭和52年6月30日に転居したD町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、46年7月から49年3月までの保険料は、「C市で現金納付(S49.12.28)」との記載があり、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にも46年7月から49年3月までの保険料を同年12月28日に納付したことが記載され、D町の記録とも一致していることから、申立人は、第2回特例納付及び過年度納付により46年7月から49年3月までの保険料を49年12月28日に一括納付したと確認できるため、申立人が46年7月に、同年同月から52年3月までの保険料を一括前納したとの主張は不自然である。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの免除期間について、申立人は、「自分で免除申請をした記憶は無い。」と述べているが、D町の被保険者名簿の検認記録欄の51年度に「C市で申請免除」と記入されており、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「A社B工場を退職した翌日の昭和46年7月5日に、国

民年金への加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号受付処理簿により、昭和 48 年 6 月頃に C 市で払い出され、46 年 7 月 5 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、同年 7 月頃も同じ C 市に居住していたと供述しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が主張する加入手続を行ったとする時期と相違しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

私は、昭和36年10月に、勤務していた会社を退職し、結婚をした。結婚に伴い、A市に転居した際に、国民年金に加入し、婦人会の集金で、国民年金保険料を毎月納めていたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年10月の結婚を契機に国民年金の加入手続を行い、集金により毎月納付した。」と主張しているが、結婚後、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年1月14日にA市で払い出され、国民年金制度開始の36年4月1日（現在は、平成20年に厚生年金保険記録を統合したことにより昭和36年4月23日に変更）まで遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が主張する加入手続を行った時期と相違している上、41年1月に加入手続が行われる前までは、申立期間は未加入期間であり、集金により毎月納付することはできない。

また、国民年金制度開始前の昭和36年*月の20歳になった際、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたが、手帳記号番号払出簿では、不在被保険者と記載されており、保険料納付の記録を確認することはできず、これら二つの手帳記号番号以外に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和55年にA市からB町に転居しているが、B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には「36年4月～40年3月未納40年4月～55年6月定納（A市照会）」と手書きで記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 1 日まで
ねんきん定期便を見ると、A 社（現在は、B 社）に勤務していた平成 4 年 10 月から 9 年 4 月までの私の標準報酬月額は、20 万円と記録されている。
また、厚生年金保険料額は 1 万 4,500 円と記載されているが、私が所持している給与明細書の保険料額は、その倍の 2 万 9,000 円となっているので、給与明細書の保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社と交わした業務請負契約書において、「請負金の支払いに際し、厚生年金基金掛金立替金は、あらかじめ控除する。」と規定されているところ、この規定について、B 社は、「申立人を含む業務請負契約者は、正社員ではなく、業務請負契約書に基づいて、申立人が厚生年金保険料を含む社会保険料の全額を支払うことと解釈することで相違ない。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人と同様に、標準報酬月額が 20 万円と記録されている被保険者 4 人に照会したところ、このうち二人は、「標準報酬月額は 20 万円と記録されているが、申立事業所からの給与振込金額は 35 万円から 45 万円程度であった。保険料は全額を私が負担していたのではないかと思う。」と供述している。

さらに、申立事業所及び同僚の供述から判断すると、保険料の事業主負担分を申立人等の業務請負契約者が負担することについて容認していたことがうかがえるところ、被保険者負担分の本来の保険料額は、申立人から提出の

あった申立人が給与明細書と主張する業務請負月払明細書に記載されている厚生年金立替金2万9,000円の2分の1である1万4,500円と認められ、当該保険料に基づく標準報酬月額が20万円となり、当該標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで、A 連合会に臨時職員として勤務したのに、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿などによると、A 連合会は、昭和 26 年 8 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、34 年 1 月 1 日に B 共済組合に編入されたことに伴い、同日をもって健康保険のみの適用事業所になっていることが確認できることから、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同連合会に係る申立人の健康保険被保険者原票を見ると、健康保険被保険者記号番号欄には記号番号が記載されているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号欄は斜線が引かれ、記号番号が記載されていないことから判断すると、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

さらに、同連合会において、昭和 47 年 4 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得した 16 人（申立人を含む。）の被保険者原票を見ると、いずれも厚生年金保険被保険者台帳記号番号が無いことが確認できる上、このうち 4 人については、オンライン記録において、申立期間に係る国民年金の被保険者記録が確認できる。

加えて、B 共済組合に照会したところ、同共済組合は、「申立人の加入記録は見当たらない。当共済組合員の資格は、常時勤務を条件としていたことから、臨時職員などの短期間の勤務であった場合には、組合員資格が無い場

合がある。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。